

東山区選挙管理委員会告示第24号

検察審査会法第10条第1項の規定による検察審査員候補者を選定するくじを行う場所、日時及びくじの方法は、次のとおりです。

平成18年12月5日

東山区選挙管理委員会

委員長 小山正和

1 くじを行う場所

京都市東山区清水五丁目130番地の6

東山区役所

2 くじを行う日時

平成18年12月21日 午前10時開始

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程（平成5年4月15日東山区選挙管理委員会規程第1号）の定めるところによる。

（東山区選挙管理委員会事務局）